

居宅療養管理指導料金表

介護保険の適用がある場合は、原則として下記の利用料金（1割～3割）が利用者の負担額となります。

医師・歯科医師・管理栄養士による居宅療養管理指導の算定は月2回が限度となります。

歯科衛生士による居宅療養管理指導の算定は月4回が限度となります。

2025.10.1～

区分	利用者の区分	単位	利用者負担額			
			1割	2割	3割	
医師	在宅時医学総合管理料 または 施設入居時医学管理料 を算定しない場合	単一建物 居住者	1人	515単位	515円	
			2～9人	487単位	487円	
			10人以上	446単位	446円	
	在宅時医学総合管理料 または 施設入居時医学管理料 を算定する場合		1人	299単位	299円	
			2～9人	287単位	287円	
			10人以上	260単位	260円	
歯科医師	歯科医師		1人	517単位	517円	
			2～9人	487単位	487円	
			10人以上	441単位	441円	
	歯科衛生士		1人	362単位	362円	
			2～9人	326単位	326円	
管理栄養士	管理栄養士		10人以上	295単位	295円	
			1人	545単位	545円	
			2～9人	487単位	487円	
			10人以上	444単位	444円	